

令和8年1月9日

淡路市国民健康保険運営協議会会長 様

淡路市長 戸 田 敦 大

諮 問 書

兵庫県及び県内市町が「各市町の保険料率の完全統一（同一所得・同一保険料）」を目標として協議を進める中で、条例の内容及び給付の水準についても統一する必要があることから、淡路市国民健康保険条例（平成17年淡路市条例第144号）の一部を次のとおり改正することについて、淡路市国民健康保険運営協議会規則（平成17年淡路市規則第114号）第2条の規定により諮問する。

1 改正の概要

(1) 被保険者とししない者の規定

県内他市町の条例に倣い、「国民健康保険の被保険者とししないもの」として国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第11号及び国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第1条第5号の規定により、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であって、民法（明治29年法律第89号）の規定による扶養義務者のないもの」を規定する（第3条の2改正関係）。

(2) 結核医療付加金の廃止

納付金算定に当たり、公平性を確保するため、県内市町の給付水準を統一する必要があることから、国民健康保険法第58条第2項の規定により条例に定めて保険給付を行っている結核医療付加金を廃止するため、当該付加金に関する規定を削り、条番号を整理する（第7条改正関係）。

2 改正の内容

(1) 被保険者とししない者の規定に係る改正

現 行	改 正 案
(規則への委任) 第3条 (略)	(規則への委任) 第3条 (略)

	<p><u>(被保険者とししない者)</u></p> <p><u>第3条の2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法(明治29年法律第89号)の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。</u></p>
--	---

(2) 結核医療付加金の廃止に係る改正

現 行	改 正 案
<p>(被保険者とししない者)</p> <p><u>第3条の2 (略)</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p>(出産一時金)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p><u>(結核医療付加金)</u></p> <p><u>第7条 被保険者が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2の規定により、医療を受けたときは、その医療に要する費用については、結核医療付加金として一部負担金相当額を支給する。</u></p>	<p>(被保険者とししない者)</p> <p><u>第4条 (略)</u></p> <p>(一部負担金)</p> <p><u>第5条 (略)</u></p> <p>(出産一時金)</p> <p><u>第6条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(葬祭費)</p> <p><u>第7条 (略)</u></p> <p>2 (略)</p>

- (1) 施行期日 被保険者とし不在者の規定は公布の日から、結核医療付加金の廃止は令和9年4月1日から施行する。
- (2) 経過措置 結核医療付加金の廃止の施行の日前に受けた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2の規定による医療に係る結核医療付加金の支給については、なお従前の例による。